

平成12年2月24日

各都道府県火薬類保安担当部長 あて

通商産業省環境立地局保安課長

保安手帳制度に関する今後の対応について

保安手帳制度は、これまで通達に基づき、各都道府県において事業者の協力のもと運営されてきた制度であり、当省としては、火薬類保安の確保にとって本制度を引き続き継続していくことが有効であると考えております。

特に最近の事故災害の多発を踏まえ、政府全体において事故災害防止安全対策についての検討が行われ、昨年12月9日には事故災害防止安全対策会議報告書が発表されましたが、その中でも「危険を伴う業務従事者の資格制度について、経験年数に応じた再度の安全教育システムの導入の検討」等の事業者等における安全教育と安全意識の徹底を図る対策が必要との指摘が行われたところであります。

同報告書を踏まえ、これまで実施してきた産業保安分野における安全対策の一層の徹底を図ることが必要と考えられます。

保安手帳制度の今後の取扱いについては、本年4月の地方分権法施行後、各都道府県の判断に委ねられることとなりますが、当省としては、同制度が火薬類の事故災害防止安全対策にとって果たしている重要な役割に鑑み、その内容の一部の省令への引き上げ（具体的には、事業者が保安教育計画に定める事項として、「取扱保安責任者に対する教育」を追加）を検討しているところであります。また、各都道府県が引き続き保安手帳制度を活用して火薬類の保安の確保を図られることが重要と考えております。

つきましては、各都道府県におかれては、火薬類の事故災害防止安全対策における保安手帳制度の重要性に鑑み、引き続き手帳制度を活用して火薬類取扱保安責任者等の他の都道府県における選任・解任状況及び免状返納に係る処分状況の確認等を適切に行うとともに、引き続き事業者の協力のもと火薬類取扱保安責任者等に対する講習の確実な実施等が図られるようお願いいたします。